

I. 基本仕様書

1. 件名

電子カルテシステム及び部門システム一式の賃貸借

2. 品名及び数量

電子カルテシステム及び部門システム一式

3. 機器構成

別紙 15.ハードウェア・ソフトウェア仕様書の通り

4. 契約期間と借入期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)ただし、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや（以下「当施設」という。）は、本仕様書に基づき賃貸借契約を締結するもの（以下「落札者」という。）と協議のうえで契約を変更し、又は解除することができる。

(2) 借入期間

借入開始日から5年間。借入開始日は令和4年10月1日を予定。ただし機器の手配状況や導入作業の進捗状況において、借入開始日が前後する可能性がある。

5. 設置場所

納品及び設置場所は下記とする。

(1) ・施設名：名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや

(2) ・住所：〒462-0057 愛知県名古屋市北区平手町1丁目1番地の5

6. 搬入等条件

(1) 搬入及び撤去

賃貸借物件の搬入、賃貸借満了後の撤去に関する費用は、賃貸人の負担とする。なお、記録媒体については、物理的に破壊したうえで撤去すること。

納品、設置の際に発生する梱包材を回収・処分すること。なお、納入設置、梱包材の回収・処分のために要する費用も見込むこと。

(2) 賃貸借物件の機能及び性能に関する条件

ア 賃貸借物件が、一体になって正常に動作すること

イ 特定の製品名が記載してある場合は、該当の製品で構成すること

ウ 使用項目ごとに機器が複数台で構成されるものは、特に指定してある場合を除き同一機器で構成すること

7. 保証

賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、賃貸人は速やかに故障の状況に応じて部品の変換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

また、リコール等機器やそれを構成する部品の重大な瑕疵が発見された時はメーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

8. 保守

(1) 保守内容

本入札に係る賃貸借契約には、借入物品の保守5年間分も含むものとする。具体的な保守委託業務内容については、各システム仕様書（1～15）に従うこと。

なお、落札者は借入物品の引き渡し後、借入期間中にこの保守契約を支障なく行うために必要な機器の保守部品等を確保等すること。

(2) 保守拠点

障害発生時には、名古屋市内若しくはその近郊で、障害発生の通知後3時間以内に到着可能な保守拠点を有すること。なお、当該保守拠点は、賃貸人の直営でなくても賃貸人に代わって仕様書に記載する障害対応を行う旨の委託契約を締結している（予定を含む）保守会社（別途保守体制確約書を提出のこと）でもよい。

(3) 障害への対応及び協力

賃貸借物件の引渡し後の運用期間中において障害が発生した場合、速やかに障害発生原因の診断及び切り分けを行って、緊急修理保守を実施すること。またこのための障害対応手順書を作成すること。

この際、障害原因が賃貸人の納入した機器に起因しない場合であっても、速やかに賃借人及び保守業者に連絡し、また、必要に応じて現地の立ち会いを行う等、その後のシステムの復旧作業に協力するものとする。また、併せて障害対応状況の進捗及び復旧等の報告を行うものとする。

9. 動産総合保険

賃貸借物件には、賃貸人の負担において動産総合保険を付すること。

10. 賃借料等の請求

賃借料は、借入期間の開始月からとし、賃貸人は、毎月末終了日以後適法な請求書をもって賃借料を請求するものとする。

11. 支払方法

賃借人は、契約履行を確認の上、月ごとに1ヶ月にかかる賃借料を賃貸人に支払うものとする。

12.その他

- (1) 今回調達する借入機器は、当施設が導入予定の電子カルテシステム及び部門システムでサーバ及び端末機として使用する機器である。納入物品の機器構成により、他システム機器とのやりとりも含め確実に動作をするはずであったが、予期せぬことにより動作について支障が発生した場合には、当施設運用保守業者であるトーテックアメニティ株式会社と共に動作確保のため、誠意をもって対処すること。これに要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 別紙システム仕様及び、ハードウェア仕様、ソフトウェア仕様、保守仕様を満たせるシステムを提案すること。ただし、記載がなくても、賃貸借物件を搬入・構成するのに当然必要なものや、動作を保証するために必要な機器の調査・調整作業及び借入期間開始前の事前調達等についての費用は、落札者の負担で調達及び作業をすること。
- (3) システム構築にあたっては、短期安定稼動を実現する為に稼動実績の豊富なソフトウェアの標準で構築を行うこと。ソフトウェア及びそのライセンスはハードウェア及びOS・ミドルウェアに適合したものとすること。導入するソフトウェアが機器により、その動作に必要なソフトウェアや機器が別にあるときは、それも構成に含めること。
- (4) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、賃借人と賃貸人の双方協議の上、変更できるものとする。
- (5) 操作訓練に必要なかつ十分な期間をとることができること。
- (6) 機器設置時に機器の基本操作、ハードウェア、ソフトウェアの操作などについて不明点や疑問点の相談に応じ、適切な指導を行うこと。また、運用中の不明点や疑問点の相談に対し、適切かつ十分な支援を行うこと。
- (7) 端末配置については、指示された箇所にシステム導入ベンダーの要員が設置すること。必要に応じて当施設職員が立ち会おうが、設置作業・動作確認作業はシステム導入ベンダーにて行うこと。
- (8) 導入スケジュールについては当施設と十分協議し、導入にあたっては通常業務への影響を最小限に留め、業務に混乱を起こすことのないよう、かつ当施設担当者の負荷が増大しないようにすること。
- (9) この仕様書に記載されていない事項については、当施設と協議のうえ決定する。